

日本カナダ学会学際研究ユニットに関する申し合わせ

日本カナダ学会理事会
2011年1月8日申し合わせ

(設置)

- 第1 日本カナダ学会は、学際研究としてのカナダ研究を促進するため、会員により構成される共同研究組織（以下「学際研究ユニット」という。）を設置する。
- 2 同時に設置する学際研究ユニットの数は3を常例とし、5を上限とする。
- 3 学際研究ユニットの研究期間は3年とする。

(設置の手続)

- 第2 学際研究ユニットの設置を希望する会員は、理事会が別に定める事項を記載した設置申請書を提出するものとする。
- 2 学際研究ユニットの設置は、理事会の議決による。
- 3 日本カナダ学会の正会員及び学生会員は、同時に複数の学際研究ユニットに参加することを妨げられない。

(予算措置)

- 第3 学際研究ユニットには、日本カナダ学会会計から活動費を支出する。
- 2 前項に定める活動費の額は、各学際研究ユニットにつき毎会計年度10万円とする。
- 3 理事会は、学際研究ユニットが企画実施する事業が日本カナダ学会の利益を増進すると認める場合、これを日本カナダ学会主催の事業とし、前項の規定にかかわらず、当該事業につき別途支出を行うことができるものとする。

(成果の公表)

- 第4 学際研究ユニットは、3年の研究期間のうちに、次の方法のいずれかまたは複数の組み合わせにより、その研究成果を公表するものとする。
 - (1) 年次研究大会または地区研究会において口頭発表すること。
 - (2) 『カナダ研究年報』または他の雑誌に論文として発表すること。
 - (3) 成果を掲載した冊子を広く配布すること。
- 2 前項に定める研究成果の公表方法は、各学際研究ユニットが決定する。
- 3 学際研究ユニットに参加した会員が当該学際研究ユニットの研究成果を当該学際研究ユニット以外の名義で公表する場合（個人名義での公表を含む。）、日本カナダ学会の学際研究ユニットの研究成果であることを付記しなければならない。
- 4 学際研究ユニットは、当該研究を科学研究費補助金などの外部資金を獲得する共同研究へ発展させるよう努力するものとする。

附

- 1 この申し合わせは、2011年1月15日から実施する。
- 2 この申し合わせ実施の日に存在している学際研究ユニットは、この申し合わせに基づいて設置されたものとみなす。